

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)
地域名 (地域内農業集落名)	上郷地域 (上渡刈、下渡刈、鴛鴨、隣松寺、永覚、上長根、上和会、中和会、下和会、広畔、福受、中切、宗定、川端、上中島、阿弥陀堂、国江、配津、上野、西榭塚、東榭塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

平坦地及びなだらかな丘陵地が広がる上郷地区は、水田、畑地、果樹園が地域全体の過半を占めている。大規模な家族経営体及び農地所有適格法人を中心に農地の利用集積に成果を上げており、受託部会による受委託も進んでいる。近年は、ほ場整備事業による大区画耕地の整備が図られる一方で、福受地区、上郷スマートインターチェンジ及び豊田東インターチェンジ周辺において、大規模な産業団地の整備が計画され、優良農地の減少が懸念されている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

水田作を中心とした土地利用型農業の他、主要作物である茶、梨、イチジク、イチゴ、洋ラン等の栽培について、生産組織や認定農業者の育成を図るとともに、付加価値や競争力を高めるためのブランド化も進めていく。また、米、麦、大豆を中心に農地の集約化による経営の効率化を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	858.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	552.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
今後も農地の利用集積による経営規模の拡大を促進する。また、農地利用最適化推進委員会を中心に作業効率向上を目的としてエリア調整を図り、集団化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
新たな貸し付けは農地中間管理機構を介した転貸とする。また、現行の相貸についても更新を機会に農地中間管理機構を介した転貸とする。
(3)基盤整備事業への取組方針※
これまでに、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等を実施しており、区画整理や用・排水路、農道等が整備されている。ただし、早期に整備を実施した区域等では、施設の老朽化による破損や漏水が散見されており、団地化ほ場の特性が活かせるよう、用・排水路整備、農道の保全管理は重要となってくる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
将来にわたって継続的に地域の営農活動を維持していくため、県・市・JA等が連携し、スマート農業の普及促進及び施設栽培の推進等、農業経営の効率化や収益性向上を目指す経営体や若手後継者の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
上郷営農受託部会への作業受委託を拡充する(空中散布、各種トラクター作業、収穫作業等)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③中小・家族経営や高齢農家問わず、様々な農業経営体の農作業効率化や省力化に役立つ先端技術の活用を図り、生産性を向上し所得向上を目指す。